

ひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る個人情報 の 本人外収集、目的外利用 及び外部提供について(概要)

1 制度の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を早期に支給する。

(2) 支給対象者

ア 児童扶養手当受給者

令和2年6月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当の支給を受けている者

イ 公的年金給付等受給者

公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(法第6条の規定に基づく墨田区長の認定を既に受けている受給資格者であって手当の全部を支給停止とされている者又は法第6条の規定に基づく墨田区長の認定を受けた場合には、法第13条の2の規定に基づき手当の全部又は一部が支給停止となることが想定される者)

※ 平成30年の収入額が、法第9条から第11条までで定める支給制限限度額に相当する収入額未満である者に限る。

ウ 家計急変者

申請時点で令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく墨田区長の認定を受けていない受給資格者又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込み額が児童扶養手当を受給している者と同じ水準に下がった者その他(2)ア及びイに掲げる者と同様の事情にあると認められる者

※ アからウまでの支給対象者が死亡した場合は、当該者の監護していた児童等に支給する。

(3) 給付額 ※ いずれも1回限り支給

ア 基本給付 ((2)の支給対象者に該当する者)

(ア) 1世帯当たり5万円

(イ) 児童が2人以上いる場合、児童2人目以降1人につき3万円を加算した額

イ 追加給付 (児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者)

1世帯当たり5万円

(4) 実施主体

ア 児童扶養手当受給者への基本給付の支給

令和2年6月分の児童扶養手当を支給する都道府県等

イ 児童扶養手当受給者への追加給付の支給

- 児童扶養手当受給者が申請時点で居住する住所地の都道府県等
- ウ 公的年金給付等受給者への支給
公的年金給付等受給者が申請時点で居住する住所地の都道府県等
- エ 家計急変者への支給
家計急変者が申請時点で居住する住所地の都道府県等
- ※ 都道府県等とは、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村をいう。

(5) 支給の方法

ア 児童扶養手当受給者への基本給付の支給

墨田区は、支給対象者に対し、案内を送付し、給付金の支給申込みを行う。支給対象者は、給付金の受給を希望しないときは、給付金受給拒否の届出書を墨田区へ提出する。当該届出がなかったことをもって、給付金の受給に同意したものとみなし、支給対象者の令和2年6月分の児童扶養手当と同じ口座への振り込みにより支給する。

イ 公的年金給付等受給者又は家計急変者に係る基本給付の支給

墨田区は、公的年金給付等受給者及び家計急変者と見込まれる者で、住所を把握しているものに、案内及び申請書等を送付する。給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請を受けて、墨田区は申請書の所定の事項について審査を行い、支給対象者に該当するときは給付金を支給する。ただし、審査を行うに当たっては、申請者から収入（所得）見込額の申立書を徴取する。

ウ 児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者に係る追加給付の支給

墨田区は、児童扶養手当受給者にあつては基本給付の案内送付時に、公的年金給付等受給者にあつては基本給付に係る申請書等の送付時に、追加給付の申請書（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少したことについての申立てを含む。）を同封することとし、追加給付の申請書の提出があつた者に給付金（追加給付）を支給する。

(6) 支給予定時期

児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給については、令和2年8月下旬に支給することを目標とする。

その他の支給は、令和2年9月中旬頃から順次行う予定である。

(7) 児童扶養手当受給者数（令和2年3月31日時点）

1, 483人

※ 児童扶養手当全部支給停止者（本人の所得が所得制限を超過している、又は同居の扶養親族が所得制限を超過していること等により、手当の全部が支給停止になっている者）を除く。

2 本人外収集等の必要性について

(1) 本人外収集の必要性

申請者が給付金のうち支給しようとしているものと同一のものの給付を既に受けている者に該当しないことを確認するため、国の令和2年度補正予算（第2号）成立日（令和2年6月12日。以下「補正予算成立日」という。）以降に転入してきた支給対象者に対する給付金の支給（児童扶養手当受給者への基本給付の支給を除く。）を行う都道府県等は、転入前の住所地の都道府県等から給付金の支給を受けていないことを確認することが想定される。墨田区が補正予算成立日以降に転入してきた支給対象者に対する

給付金の支給を行おうとするときは、当該申請者の転入前の住所地の都道府県等に給付金の支給状況等を確認する必要がある。

(2) 目的外利用の必要性

本件給付金の法的性質は民法上の贈与契約（民法第549条）であり、墨田区から児童扶養手当受給者への基本給付の支給を行うに当たっては、対象者への給付金の支給申込みに係る案内を送付する必要がある。また、振り込みが完了した者については、支払通知を送付する予定である。さらに、給付金の振り込みは、児童扶養手当の6月分の振込口座にするため、給付金を振り込むに当たって児童扶養手当口座情報を利用する必要がある。

公的年金給付等受給者で、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないものについても、住所を把握しているものに、案内及び申請書等を送付する必要がある。また、振り込みが完了した者については審査結果兼支払通知を、申請内容を審査した結果、要件を満たさなかった者には審査結果通知を送付する予定である。

家計急変者に係る基本給付の支給を行うに当たり、児童扶養手当全部支給停止者（公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者を除く。）については、家計急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額未満になったときは、申請に基づき本給付金の支給を受けることができるので、これらの者に案内及び申請書等を送付する必要がある。その後、振り込みが完了した者については審査結果兼支払通知を、申請内容を審査した結果、要件を満たさなかった者には審査結果通知を送付する予定である。

また、児童育成手当（区制度）は、児童扶養手当（国制度）と同様にひとり親に対する手当であり、かつ所得制限が児童扶養手当より緩やかで児童扶養手当に比べて受給者が多い手当であるが、児童育成手当のみを受給している者についても、家計急変者への基本給付の支給要件に該当する可能性があるため、案内及び申請書等を送付する必要がある。

以上のことから、子育て支援課が児童扶養手当事務及び児童育成手当事務において保有する情報（システムで管理する児童扶養手当及び児童育成手当受給者台帳）を目的外利用して、これらの状況を的確に把握する必要がある。

目的外利用の方法については、児童扶養手当受給者台帳から、給付金の支給対象者を抽出し、同一端末内で利用する給付金に係るシステムへ対象者の氏名、住所、口座等の情報を登録し、給付金の受給者台帳を作成する。この受給者台帳を基に、児童扶養手当受給者への支給案内通知等の送付及び給付金の振り込みを行う。

また、家計急変者に該当する可能性がある者を把握するため、児童扶養手当受給者台帳から作成した児童扶養手当全部支給停止者のリスト及び児童育成手当受給者台帳から作成した児童育成手当の受給者のリストを同一端末内で照合し、児童育成手当のみ受給している者を抽出し、これを基に案内及び申請書等を送付する。

(3) 外部提供の必要性

既述の「(1) 本人外収集の必要性」の場合と同様、墨田区から転出した支給対象者について、転出先の都道府県等から墨田区での給付金の支給状況について照会を受けることが想定される。この場合は当該者に関する給付金の支給状況等を外部提供する必要がある。

3 本人への通知について

目的外利用については、目的外利用したことを案内に記載することにより通知する。本人外収集及び外部提供については、本人外収集及び外部提供したことのみに通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。

4 個人情報の取扱いについて

個人情報保護の観点から以下のとおり適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故防止に努める。

ア 本事業で収集した個人情報又は作成した個人情報ファイルは、施錠管理されたキャビネット又は外部からアクセスできないデータサーバーに保管し、不要となった場合には、適切な方法により速やかに廃棄又は消去する。

イ 関係文書は、事業の完了の日が属する年度の終了後5年間保管及び保存した後、適切な方法により廃棄する。

ウ 給付金の給付を希望せず、目的外利用等した情報の削除要求があった場合には、当該情報を削除する。

5 事務スケジュール

令和2年6月30日	補正予算成立予定
7月中旬	給付金に係るシステム改修完了
7月下旬	児童扶養手当受給者へ基本給付の案内及び追加給付申請書送付
8月上旬～中旬	公的年金給付等受給者へ基本給付及び追加給付の案内及び申請書等送付 家計急変者と見込まれる者に基本給付の案内及び申請書等送付
8月中旬～下旬	児童扶養手当受給者へ基本給付の振り込み
9月中旬～10月中旬	児童扶養手当受給者への追加給付、公的年金給付等受給者への基本給付及び追加給付、家計急変者への基本給付の振り込み
令和3年2月28日	児童扶養手当受給者への追加給付、公的年金給付等受給者への基本給付及び追加給付、家計急変者への基本給付の申請期限